

薬剤師の心構え

薬剤師行動規範の解釈を中心に

川崎市薬剤師会

1

薬剤師綱領

- 薬剤師は国から付託された資格に基づき、医薬品の製造、調剤、供給において、その固有の任務を遂行することにより、医療水準の向上に資することを本領とする。
- 薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその職能を発揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責務を担う。
- 薬剤師はその業務が人の生命健康にかかわることに深く思いを致し、絶えず薬学、医学の成果を吸収して、人類の福祉に貢献するよう努める。

2

薬剤師行動規範

平成30年1月17日 薬剤師行動規範制定

薬剤師は、国民の信託により、憲法及び法令に基づき、医療の担い手として、人権の中で最も基本的な生命及び生存に関する権利を守る責務を担っている。

この責務の根底には生命への畏敬に基づく倫理が存在し、さらに、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまでの業務に関わる、確固たる薬(やく)の倫理が求められる。

薬剤師が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために、薬剤師と国民、医療・介護関係者及び社会との関係を明示し、ここに薬剤師行動規範を制定する。

3

＜薬剤師行動規範＞

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1. 任務 | 9. 学術発展への寄与 |
| 2. 最善努力義務 | 10. 職能の基準の継続的な実践と向上 |
| 3. 法令等の遵守 | 11. 多職種間の連携と協働 |
| 4. 品位及び信用の維持と向上 | 12. 医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保 |
| 5. 守秘義務 | |
| 6. 患者の自己決定権の尊重 | 13. 医療及び介護提供体制への貢献 |
| 7. 差別の排除 | 14. 国民の主体的な健康管理への支援 |
| 8. 生涯研鑽 | 15. 医療資源の公正な配分 |

4

1. (任務)

- 薬剤師は、個人の生命、尊厳及び権利を尊重し、医薬品の供給その他 薬事衛生業務を適切につかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活を確保するものとする。

2. (最善努力義務)

- 薬剤師は、常に自らを律し、良心と他者及び社会への愛情をもって 保健・医療の向上及び福祉の増進に努め、人々の利益のため職能の最善を 尽くす。

5

3. (法令等の遵守)

- 薬剤師は、薬剤師法その他関連法令等を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。

4. (品位及び信用の維持と向上)

- 薬剤師は、常に品位と信用を維持し、更に高めるよう努め、その職務 遂行にあたって、これを損なう行為及び信義にもとる行為をしない。

6

5. (守秘義務)

薬剤師は、職務上知り得た患者等の情報を適正に管理し、正当な理由なく漏洩し、又は利用してはならない。

6. (患者の自己決定権の尊重)

薬剤師は、患者の尊厳と自主性に敬意を払うことによって、その知る 権利及び自己決定の権利を尊重して、これを支援する。

7

7. (差別の排除)

薬剤師は、人種、ジェンダー、職業、地位、思想・信条及び宗教等によって個人を差別せず、職能倫理と科学的根拠に基づき公正に対応する。

8. (生涯研鑽)

薬剤師は、生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するよう 研鑽するとともに、先人の業績に敬意を払い、また後進の育成に努める。

8

9. (学術発展への寄与)

薬剤師は、研究や職能の実践を通じて、専門的知識、技術及び社会知の 創生と進歩に尽くし、薬学の発展に寄与する。

10.(職能の基準の継続的な実践と向上)

薬剤師は、薬剤師が果たすべき業務の職能基準を科学的原則や社会 制度に基づいて定め、実践、管理、教育及び研究等を通じてその向上を図る。

9

11. (多職種間の連携と協働)

薬剤師は、広範にわたる業務を担う薬剤師間の相互協調に努めるとともに、他の医療・介護関係者等と連携、協働して社会に貢献する。

12. (医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保)

薬剤師は、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の 経過観察に至るまで常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努め、 また医薬品が適正に使用されるよう、患者等に正確かつ十分な情報提供 及び指導を行う。

10

13.（医療及び介護提供体制への貢献）

薬剤師は、予防、医療及び介護の各局面において、薬剤師の職能を十分に發揮し、地域や社会が求める医療及び介護提供体制の適正な推進に貢献する。

14.（国民の主体的な健康管理への支援）

薬剤師は、国民が自分自身の健康に責任を持ち、個人の意思又は判断のもとに健康を維持、管理するセルフケアを積極的に支援する。

11

15.（医療資源の公正な配分）

薬剤師は、利用可能な医療資源に限りがあることや公正性の原則を常に考慮し、個人及び社会に最良の医療を提供する。

12

欧米では薬剤師は人々から信頼される職業です

アメリカの薬剤師の場合

アメリカは治療費がとても高いので、アメリカ国民は日ごろから栄養食品などを利用して病気の予防を心がけ、自分で保険に加入していない人はOTC(一般用医薬品)を利用する事が多々あります。

ウォールグリーンなどのドラッグストアでは、患者・消費者は薬剤師に自分の症状を相談し、症状にあった薬をアドバイスしてもらうため、薬剤師がとても身近で重要な存在になっています。またそれだけの役目を果たすために、薬剤師は病気についても医師並みに勉強しています。

このようなことからも、職業調査では、薬剤師はもっとも信頼される職業No.1になっています。

13

【アメリカ薬剤師会倫理規定】(1980 年代 制定)

第一条 薬剤師は、患者の健康と安全を第一に考えなければならない。

薬剤師は、個々の患者に対し、医療実践者として、自らの能力を最大限に発揮する義務を有する。

第二条 薬剤師は、良質でなかつたり、法律で定められた基準に適していなかつたり、あるいは治療効果を欠くと考えられる薬剤または医療器具の調剤、使用、配付などを許可もしくは補助してはならない。

第三条 薬剤師は、常に知識を増やし、完全なものにするよう努力しなければならない。薬剤師は判断を下す際の必要に応じて、その知識を利用し、活用できるようにしなければならない。

14

- 第四条** 薬剤師は、法を遵守し、薬剤師の尊厳と信用を保ち、倫理規範に従う義務を有する。
薬剤師は、薬剤師に対する信頼を損なわせる行動をしてはならない。不法もしくは倫理にもとる行為は、恐れやえり好みをすることなく、これを暴かなければならぬ。
- 第五条** 薬剤師は、いかなる場合も、公平かつ妥当な報酬だけを求めるべきだ。提供した仕事に応じて報酬の分割が行われたり、経済上もしくはその他の搾取の原因となったりする取引には、他領域の医療実践者などいかなる相手とも、薬剤師はこれに合意または参画してはならない。
- 第六条** 薬剤師は、薬剤師として得た記録の秘密を保持しなければならない。患者の利益または法によって求められる場合を除いて、薬剤師はそれらの情報を患者の許可なしに第三者に明らかにしてはならない。

15

- 第七条** 薬剤師は、薬剤師としての正しい判断や技術の妨げとなったり、仕事の質を低下させる原因となったり、倫理に背く行為を余儀なくされたりする恐れのある条件のもとで働くことに同意してはならない。
- 第八条** 薬剤師は、薬剤師の仕事に関して、偽りのない情報を正確かつ完全に、患者へ提供しなくてはならない。
また薬剤師の仕事の性質、コスト、価値について、患者の誤解を招かないようにしなければならない。
- 第九条** 薬剤師は、薬剤師という職業の向上を目的とする組織に参加しなければならない。そしてそれらの組織の仕事を実行するため、自らの時間と資金を提供しなければならない。

16